

(意見書案第 18 号)

フッ化物洗口の推進を求める意見書

北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例第 11 条は学校等におけるフッ化物洗口の普及等について定めており、また、同条例第 8 条に基づき道が策定した北海道歯科保健医療推進計画は虫歯予防のため全ての市町村において保育所、幼稚園、小・中学校でフッ化物洗口を実施することを目標に掲げている。しかし、計画の最終年度である本年 9 月末現在の実施市町村は 114 市町村にとどまり、目標の達成は極めて厳しい状況にある。

フッ化物洗口は安全性に不安があり実施すべきでないという意見があるが、その有効性と安全性については WHO、厚生労働省、日本歯科医師会等の専門機関・団体が一致して認めるところである。また、毎回の実施に際して学校歯科医等の専門職が立ち会わなくても安全に実施できることは、これまでの国内外の実績から明らかであり、あらかじめ文書で保護者に対し参加・不参加の意思を確認することから、強制にあたるものではない。

平成 23 年度の文部科学省の調査によれば、永久歯の一人平均虫歯数で北海道の 12 歳児（中学 1 年生）は全国平均の 1.5 倍に上っており、歯の健康が全身の健康に大きくかかわることを考えれば、全道的に早急な改善を図る必要がある。簡便なフッ化物洗口を学校等で実施することは、長期間の継続性が確保され地域全体の虫歯の予防につながるものである。

よって、北海道においては、平成 25 年度からの次期北海道歯科保健医療推進計画の中で、フッ化物洗口を積極的に推進し、全道に広く普及するための取り組みを進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 12 月 14 日

釧路市議会

北海道知事 }
北海道議会議長 } 宛